

米子市参加支援事業業務仕様書

1 委託事業の目的

重層的支援体制整備事業の参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）として、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその他世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指すことを目的とする。

2 委託事業の実施期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

3 委託事業の内容

ひきこもり状態にある方など、社会から孤立した状態にありながら既存の支援では対応の難しい方等が、段階的に社会参加を進めていくことを支援するため、既存の支援策の拡充や新たな社会資源の開拓を行うとともに、本人と社会資源との調整や本人への伴走支援を行う。

実施に当たっては、受託者（以下、「乙」という。）のみで支援を完結させるのではなく、米子市（以下、「甲」という。）や地域の社会資源および他の支援関係機関との柔軟な連携を図るものとする。

（1）本人と社会資源との調整

本人やその世帯が抱える支援ニーズを把握し、本人の意思を尊重しながら地域の社会資源や支援メニューとの調整を行うこと。

（2）既存の支援策の拡充や新たな社会資源の開拓

本人の支援ニーズに合致する社会資源等がない場合には、既存の社会資源が行う取組の拡充について交渉したり、本人が主体的に活動できる新しい社会資源を生み出すよう努めること。

（3）本人への定着支援と受け入れ先への支援

本人が新たな環境に適応できるようフォローアップを行うとともに、受け入れ先の社会資源の意向も確認して支援環境の調整を行うこと。

（4）重層的支援会議等への参加および行政との連携

必要に応じ、重層的支援会議等の支援会議へ出席すること。また、甲乙互いに支援における課題を共有し、解決策を検討すること。

4 委託事業の実施体制

（1）人員体制

「支援コーディネーター」を1名以上配置し、委託事業における中心的役割を担うこととする。配置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(ア) 支援コーディネーターは、社会福祉士等のソーシャルワークに関わる資格取得者や、ソーシャルワークの実務経験があるなど、支援対象者と社会資源との調整を適切に行うことができる者であること。

(イ) 支援コーディネーターは、本業務に支障のない範囲で、乙が実施する他業務と兼務できるが、委託事業の実施及びその実施に要する会計の執行に当たり、委託事業とそれ以外の事業の区分を明確にしておくこと。

(2) 事業実施拠点

「3 委託事業の内容」の(1)から(4)の内容を実施する拠点を設置すること。

(3) 事業実施日時

委託事業の実施日時は甲乙協議のもと決定する。

5 遵守事項

乙は、国が作成する「重層的支援体制整備事業実施要綱」のほか次に掲げる事項を遵守して、委託事業を実施しなければならない。

(1) 委託事業の費用

本事業に係る費用は、支援対象者から徴収しないこと。

(2) 苦情等への対応

委託事業の実施に関する苦情、紛争等への対応は、原則として、乙の責任において行うこと。

(3) 危機管理

様々な障害、事故、災害等の緊急事態が発生した場合においても、委託事業の実施に支障を来すことがないよう、十分な対応策を整備すること。

6 米子市参加支援事業に係る協議等に要する経費

米子市参加支援事業に係る協議、打合せ等に要する経費は、全て乙の負担とする。